

栄町立安食台小学校 PTA 会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、「栄町立安食台小学校 PTA」と称し、事務所を安食台小学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭、地域社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を遂行するために次の活動を行う。

1. 学校、家庭教育の理解と振興を図る活動。
2. 学校及び地域における教育環境の整備・改善と充実を図る活動。
3. 校外における児童の生活指導。
4. 会員相互の学習活動及び親睦に関する活動。
5. その他、本会の目的達成に必要な活動。

第 3 章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体で次の方針に基づいて活動する。

1. 児童の教育及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の宗教や政党に片寄ることなく、また本会の目的達成以外の営利を目的とする行為は行わない。
3. 本会または本会役員等の名で、他のいかなる選挙候補者の推薦活動をしない。
4. 自主独立であって、他の団体等の干渉を受けない。
5. 学校の人事、その他管理運営等に干渉しない。

第 4 章 会員

第 5 条 本会の会員となることのできるものは次のとおりである。

1. 安食台小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
2. 安食台小学校に勤務する教職員。
3. 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者。但し、この者は賛助会員とする。

第 6 条 本会の会員は、会費を納める者とする。

1. 会費は1家庭あたり、月額350円とする。
2. 特別の事情のある者には会費を減額し、または免除することができる。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 5 章 会計

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 9 条 本会の経費は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 本会の本部を総務とし、役割を下記のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名, 教職員1名
3. 書記 2名
4. 会計 2名, 教職員1名
5. 前年度の総務経験者 若干名

第13条 役員は、会員の中から互選し、総会で承認を得るものとする。

第14条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。会長に欠員を生じた場合は、副会長がこれを代行する。任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 役員任期は次のとおりである。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、総務会、常任委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に不在、または事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代行する。
3. 書記は総会及び各会議の議事を記録し、その他一切の庶務に当たる。
4. 会計は本会のすべての金銭の収支を記録し、総会において会計監査を経た決算報告をする。

第16条 上記の役員他に顧問を置くことができる。顧問は、会長の諮問に応じる。顧問の数及び人選は常任委員会で決定する。

第7章 会計監査委員

第17条 本会の経費を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第18条 会計監査委員は、常任委員会において選出し、総会で承認を得るものとする。

第19条 会計監査委員は、臨時に会計監査を行うことができる、

第8章 委員会

第20条 総務会は、会長、副会長、会計、書記、及び校長をもって構成され、常任委員会に議案を提出する。議事は、出席者の過半数を以て決する。

第21条 常任委員会は、会長、副会長、会計、書記、各専門委員会の正副委員長によって構成され、総会の意思に基づき重要事項の審議にあたる。議事は、出席者の過半数を以て決する。

第22条 緊急事項について必要のある場合は、常任委員会を以て総会に代えることができる。但し、次期総会において承認を求めなければならない。

第23条 常任委員会における議決内容を常任委員会開催後速やかに全会員に文書で周知しなければならない。

第24条 本会の目的及び活動を達成するため、次の専門委員会を置き活動にあたる。
教養委員会 広報委員会 地区委員会 学級委員会

第25条 専門委員会は、各学級、各地区より選出された専門委員で構成し、正副委員長を定める。

第26条 専門委員会は、年度中の事業を定めて、その達成を図る。

第27条 専門委員会は、委員長が必要と認めたとき、または、構成委員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第28条 専門委員会の議事は、出席者の過半数を以て決する。

第29条 特別委員会は、本会の目的を達成するため特別の必要があるとき、会長の発議により委員会を構成し、その企画・運営にあたる。これらについて総会にて報告するものとする。

第9章 総会

第30条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員で構成される。定期総会は毎年4月中に会長が招集して行う。但し、常任委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は臨時に総会を招集しなければならない。

第31条 総会は全会員の2分の1（委任状を含む）以上の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数を以て決する。

第32条 定期総会は次のことを審議する。

1. 規約の改正及び変更に関する事。
2. 活動及び予算の報告の承認に関する事。
3. 活動及び予算の計画の承認に関する事。
4. 役員承認に関する事。
5. その他重要事項の審議、及び審査に関する事。

第10章 会則の改正

第33条 常任委員会は会則の制定若しくは、改廃を決議した場合は、その案を次の総会に提出し、承認を得なければならない。

第34条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃できない。但し、改廃案は、総会の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第11章 附則

第35条 本会の記録及び諸表簿は、これを引き継ぐものとする。その保存期間は3カ年とする。

第36条 本会の運営に関し必要な細則は本会則に反しない限りにおいて、常任委員会の議決を経て定める。

第37条 常任委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第38条 この会則は平成27年4月23日より施行する。

第39条 令和2年6月 一部改正。

（コロナの影響により総会が中止になったため書面により承認を得るものとする。）

栄町立安食台小学校 PTA 細則

第1章 PTA 役員等の選出に係る規定

第1条 役員は次の方法による定める。

1. 会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名を選び総会で承認を得るものとする。
2. 教養委員及び広報委員は、各学年より1名ずつ選出し、総会にて報告するものとする。
3. 地区委員は、各地区より以下のとおり選出し、総会にて報告するものとする。
 - ・安食台1・5・6丁目より1名
 - ・安食台2丁目より1名
 - ・安食台3丁目より1名
 - ・安食台4丁目より1名
 - ・木塚より1名
 - ・北辺田（北辺田・興津・須賀・新田・麻生・矢口）より1名
 - ・酒直（酒直・酒直台1丁目・酒直台2丁目・龍角寺・南部）より1名
4. 学級委員は、各学年の学級数分の人数を選出し、総会にて報告するものとする。

第2章 専門委員会の任務に係る規定

第2条 各委員会は、凡そ次の仕事をする。

1. 教養委員会
 - イ. 会員相互の理解と教養を高めるための研修企画、立案、運営。
2. 広報委員会
 - イ. PTA 広報の編集及び発行を行い、会員相互の意思の疎通、情報の交換に努める。
3. 地区委員会
 - イ. 校区各種団体との連携を図る。
 - ロ. 校区を中心に児童の健康安全を助成する。
4. 学級委員会
 - イ. 学級担任の学級経営への協力をするとともに、PTA 活動の基盤として、学級 PTA の充実、促進に努める。
 - ロ. 学校内、校区内の環境美化の促進に努める。

第3章 PTAの慶弔に係る規程

第3条 慶弔の基準を次の通りとする。

区分	事柄	金額
児童	死亡	5,000円
	傷病(入院14日間以上)	3,000円
会員	死亡	5,000円
教職員	死亡	5,000円
	転出・退職	3,000円
その他	この適用を受けたときの返礼はしないものとする。	

第4条 特殊事情によるときは、総務会で決定し常任委員会に報告する。災害によるときも総務会で決定し常任委員会で報告する。

安食台小学校PTA組織図

